

沖縄北部国有林の地域別の森林計画書  
(沖縄北部森林計画区)

計画期間

自 平成31年 4月 1日  
至 平成41年 3月 31日

九州森林管理局

担当者の職名及び氏名

職　　名	氏　　名	備　　考
計　画　課　長	山　嶋　準	
流域管理指導官	井　野　常　雄	
自然遺産保全調整官	佐　藤　敏　郎	
自然遺産保全調整官	小　原　豊　治	
計画課長補佐	山　嶋　泉	
企画官（森林資源評価担当）	松　永　雄　治	
生態系管理指導官	鎌　水　隆　憲	
森林施業調整官	下　崎　哲　也	
計画調整官	山　岡　文　麿	
企画係長	山　口　隆　志	
経営計画官	佐　伯　卓　也	
経営計画官	岩　下　治　喜	

## 目 次

### I 計画の大綱

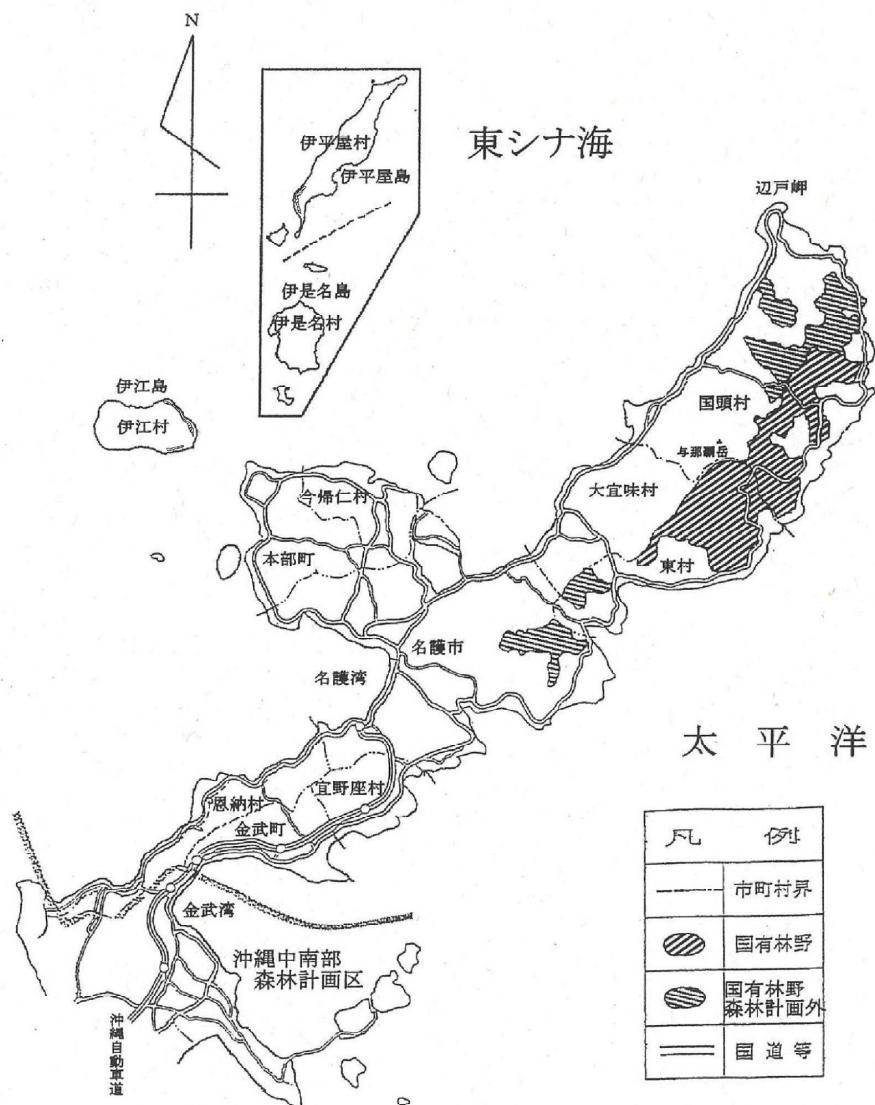
1 森林計画区の概況 .....	3
(1) 自然的背景 .....	3
(2) 社会経済的背景 .....	4
(3) 森林・林業の動向 .....	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価 .....	5
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 .....	5

### II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域 .....	9
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 .....	10
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 .....	10
(1) 森林の整備及び保全の目標 .....	10
(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 .....	12
2 その他必要な事項 .....	12
第3 森林の整備に関する事項 .....	12
1 森林の立木竹の伐採に関する事項 .....	12
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 .....	12
(2) 立木の標準伐期齢 .....	15
(3) その他必要な事項 .....	15
2 造林に関する事項 .....	15
(1) 人工造林に関する事項 .....	15
(2) 天然更新に関する事項 .....	15
(3) その他必要な事項 .....	15
3 間伐及び保育に関する事項 .....	16
(1) 間伐の標準的な方法 .....	16
(2) 保育の標準的な方法 .....	16
(3) その他必要な事項 .....	17
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項 .....	18
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法 .....	18
(2) その他必要な事項 .....	18
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 .....	19
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 .....	19
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの 基本的な考え方 .....	19
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 .....	19
(4) その他必要な事項 .....	19
6 森林施業の合理化に関する事項 .....	20
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 .....	20
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 .....	20
(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 .....	20
(4) その他必要な事項 .....	20

第4 森林の保全に関する事項	21
1 森林の土地の保全に関する事項	21
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	21
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	21
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	21
(4) その他必要な事項	21
2 保安施設に関する事項	22
(1) 保安林の整備に関する方針	22
(2) 保安施設地区に関する方針	22
(3) 治山事業に関する方針	22
(4) その他必要な事項	22
3 鳥獣害の防止に関する事項	22
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	22
(2) その他必要な事項	22
4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	23
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	23
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	23
(3) 林野火災の予防の方針	23
(4) その他必要な事項	23
第5 計画量等	23
1 間伐その他の伐採立木材積	23
2 間伐面積	23
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	23
4 林道の開設又は拡張に関する計画	24
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	24
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	24
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	25
(3) 実施すべき治山事業の数量	25
第6 その他必要な事項	26
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	26
2 その他必要な事項	26
 別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	27
1 水源の涵養 <sup>かん</sup> の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	27
2 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	27
① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	27
② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	27
③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	28
別表2 鳥獣害防止森林区域	29
別記1 保安林の森林施業	30
別記2 自然公園等の森林施業	31

## 沖縄北部森林計画区の位置図





# I 計画の大綱



## I 計画の大綱

この国有林の地域別の森林計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、沖縄北部森林計画区に係る国有林について、平成31年度から平成40年度までの10年間について樹立するものである。

### 1 森林計画区の概況

#### (1) 自然的背景

##### ア 計画区の位置及び面積

本計画区は、琉球列島の北東部に位置し、名護市、国頭郡、島尻郡の伊平屋村、伊是名村を包括する1市2町9村からなり、区域面積は82,457haで沖縄県総面積227,664haの36%を占めている。

国有林は、沖縄本島北部の名護市、国頭村、東村、伊江村、伊平屋村の1市4村に11,986ha所在している。このうち、本計画の対象とする国有林は7,533haとなっている。

残りの4,453haのうち4,395haについては、沖縄県へ無償貸付している。

##### イ 地勢

本計画区は、比較的山岳が発達し沖縄本島の最高峰である与那覇岳(503m)をはじめ、西銘岳(420m)、照首山(395m)、伊湯岳(446m)、多野岳(385m)、伊部山(352m)、名護岳(345m)等300～400m級の山岳が島の中央部を縦走している。

本部半島に、八重岳(454m)、嘉津宇岳(452m)等がある。

これら山岳は標高100～300mにかけて丘陵性台地を形成し、海岸まで迫っている。

東側は太平洋、西側は東シナ海に面している。

水系は、中央脊梁を水源に東西に走っている。福地川、安波川、辺野喜川、羽地大川等の延長は短く、集水区域も狭いため、多量の降水量にもかかわらず雨水は速やかに海に流去している。

##### ウ 地質及び土壌

地質は、古期岩層に属する地域で古生層、洪積層が広く分布する。

古生層は、主として粘板岩、砂岩からなり、チャート、結晶質石灰岩や礫岩を混じえている。洪積層は、国頭礫層と呼ばれ、定高性段丘面上に、古生層や琉球石灰岩を不整合に覆つて発達する。

国有林の北東部は、中生代の名護層及び新生代の嘉陽層が分布し、千枚岩、粘板岩、砂岩、礫岩、泥岩等を基岩としている。また、海岸の段丘面には洪積世の国頭礫層と呼ばれる砂、シルト、礫等が分布している。

土壤は、赤黄色土、暗赤色土、未熟土、岩屑性土壤の4土壤群が見られる。

黄色土壤は、古生層粘板岩、砂岩、チャート、珪岩を母材とし、山地帯及び谷低面に支配的に分布する。暗赤色土壤は、古生層石灰岩や琉球石灰岩を母材とし、海岸段丘面や山地に分布する。この土壤は非常に重粘である。

##### エ 気候

気候は、亜熱帶海洋性気候に属し温暖多雨である。なお、夏から秋にかけて襲来する台風と冬季の季節風は、農林業等にかなりの潮風害をもたらしている。

年平均気温及び降水量(H25～H29の平均)は、名護観測所で23.0°C、2,097mm、となっている。

## (2) 社会経済的背景

### ア 土地利用の現況

本計画区の総面積は82, 457ha であり、そのうち森林面積は、52, 676ha で林野率は64%である。本計画の対象とする国有林面積は 7, 533ha で森林面積の14%となっている。耕地面積は7, 380ha で、総面積の9%となっている。

### イ 人口

本計画区の人口は、平成30年3月の沖縄県市町村概要によると131千人で、沖縄県総人口1, 467千人の9%を占めている。

また、人口密度は名護市が296. 7人/km<sup>2</sup>、国頭郡が166. 21人/km<sup>2</sup>、島尻郡が78. 55人/km<sup>2</sup>となっている。

### ウ 交通

本計画区の道路網は、復帰後の公共投資により整備が進められ、陸路は、西側に国道58号、東側を県道が走っている。

海路は、本部港から伊江島へ、運天港から伊是名島、伊平屋島へそれぞれ定期便が出ている。

### エ その他産業の概要

本計画区の産業別就業人口の構成比は第1次産業が14%で県計の5%より高く、第2次産業及び第3次産業が86%で県計の95%より低い。

## (3) 森林・林業の動向

### 国有林の概況

本計画区の国有林は、沖縄森林管理署で管理経営している。

本計画の対象とする国有林面積は、7, 533ha で九州森林管理局国有林面積の1%となっている。

蓄積は、1, 116千 m<sup>3</sup> で九州森林管理局総蓄積の1%を占めている。

人工林面積は、389ha で人工林率は5%となっている。

森林の種類は、普通林が4, 180ha で55%を占めており、制限林が3, 353ha で約45%となっている。

制限林の95%がやんばる国立公園の特別地域となっている。

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

本計画区の特性から、伐採及び造林計画はなかったが、臨時的な伐採のみの実行であった。

林道の開設等の計画はなかった。

また治山事業については計画量を下回る結果となった。

項目	計画	実行
伐採立木材積	0m <sup>3</sup>	721m <sup>3</sup> (-)
主 伐	0m <sup>3</sup>	680m <sup>3</sup> (-)
間 伐	0m <sup>3</sup>	41m <sup>3</sup> (-)
造林面積	0ha	- ha (-)
人工造林	0ha	- ha (-)
天然更新	0ha	- ha (-)
林道等の開設又は拡張	開設： - km 拡張： - 箇所	開設： - km (-) 拡張： - 箇所 (-)
林道	開設： - km 拡張： - 箇所	開設： - km (-) 拡張： - 箇所 (-)
林業専用道	開設： - km 拡張： - 箇所	開設： - km (-) 拡張： - 箇所 (-)
その他	開設： - km 拡張： - 箇所	開設： - km (-) 拡張： - 箇所 (-)
保安林の指定解除	指定： - ha 解除： - ha	指定： - ha (-) 解除： - ha (-)
水源かん養保安林	指定： - ha 解除： - ha	指定： - ha (-) 解除： - ha (-)
飛砂防備保安林	指定： - ha 解除： - ha	指定： - ha (-) 解除： - ha (-)
保健保安林	指定： - ha 解除： - ha	指定： - ha (-) 解除： - ha (-)
治山事業		
保安林の整備	- ha	- ha (-)
保全施設	5箇所	3箇所 ( 60 )

注 ( ) 内数値は計算量に対する実行量の割合(%)である。

## 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び森林G I Sの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、森林施業の合理化、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。



## II 計画事項



## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

#### 市町村別面積

単位 面積：ha

区分		面積	備考
総計		7,533.07	
市 町 村 別 内 訣	国頭村	3,957.18	
	東村	3,544.74	
	伊江村	24.44	
	伊平屋村	6.71	

注1 国有林の地域別の森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

2 森林計画図は、九州森林管理局及び沖縄森林管理署において縦覧に供する。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の目標並びに基本方針を以下に定める。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 かん	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。<sup>かん</sup></p>
山地災害防止機能／ 土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	<p>国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	史跡・名勝等と一緒にとなつて潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一緒に優れた自然景観等を形成する森林は、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持する森林資源の状態等は以下のとおり。

単位 面積 : ha

区分		現況 (平成30年3月31日)	計画期末 (平成41年3月31日)
面 積	育成单層林 〔 育成单層林とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。 〕	439	439
	育成複層林 〔 育成複層林とは、森林を構成する林木を抾伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。 〕	3,536	3,535
	天然生林 〔 天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・リュウキュウマツ等からなる森林。 〕	3,558	3,558
森林蓄積 (m <sup>3</sup> / ha)		151	155

注1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

注2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

注3 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

注4 「天然生林」には、無立木地、竹林を含む。

※四捨五入の関係で現況及び計画期末期の面積が合わないことがある。

## 2 その他必要な事項

特になし

## 第3 森林の整備に関する事項

### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

#### (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

ア 育成単層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然的条件等、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然下種第1類及びぼう芽更新等により林地生産力の向上が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、自然条件等及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散に配慮することとする。

また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域における既往の施業体系、樹種特性を踏まえ、多様化、長期化を図ることとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮することとする。

イ 育成複層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

(イ) 択伐による場合は、林地生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によることとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、上記ア(ウ)によることとする。

ウ 天然生林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより的確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

(ア) 主伐については、上記ア(ア)によることとする。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うこととする。

エ 保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

## オ 主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐の時期は、次のとおりとする。

樹種	期待径級	仕立方法	主伐時期の目安	備考
リュウキュウマツ	26cm～	中仕立	45年	一般建築材として利用

注 期待径級は、胸高直径とした。

## カ 伐採に関する留意事項

### (ア) 皆伐を行う森林

1箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね5ha以下（ただし、1箇所当たりの伐採面積の限度が5ha以下で指定されている保安林等にあっては、その制限の範囲内）を原則とし、その他の制限林にあっては、その制限の範囲内とする。ただし、分収林の伐採面積については、契約面積を上限とする。

なお、伐採箇所は努めて分散を図るとともに、適切に保護樹帯等を設置することにより、新生林分の保護、土砂の流出の防備、自然景観の維持等を図ることとする。

また、新植を予定する林分に、利用径級に達しない有用樹の小径木であって、形質の優れているものが生育している場合は、努めて保残することとする。

### (イ) 天然更新を行う森林

天然更新を行う森林は、リュウキュウマツ、カシ等の有用天然木を主とする森林であって、天然下種及びぼう芽による更新が確実な林分とする。

1箇所当たりの伐採面積は、皆伐を行う森林に準ずるが、特に確実な更新を確保するため、伐採区域の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、将来旺盛な成長が期待できる中小径木については、努めて保残し育成することとする。

伐採を行うに当たっては、天然稚樹の発生状況、種子の結実状況等を勘案し適正な時期を選定することとする。

### (ウ) 拝伐を行う森林

拜伐林分については、健全な林分を維持造成するため、林況に応じた拜伐を行うこととし、保護樹帯については、広葉樹を主体とする林分を期待し、新生林分の保護、風致の維持等の保護樹帯の効果を十分發揮できる森林の維持造成に努め、伐採は保護樹帯の防風効果の維持向上を図るため、健全な立木の育成と老齢木の除去を目的とした単木拜伐を行うこととする。

国土保全上重要な箇所については、老齢木・被害木の除去等により森林の各種被害の防止と活性化に資するため、原則として単木拜伐を行うこととする。

水資源の確保、風致景観の維持上重要な箇所については、公益的機能の確保と資源の有効利用を図るため、群状拜伐又は単木拜伐を行うこととする。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢を次のとおりとする。

地 区	樹 種	
	リュウキュウマツ	広葉樹
沖縄北部	35年	35年

(3) その他必要な事項

該当なし

## 2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

ア 人工造林の対象樹種

該当なし

イ 人工造林の標準的な方法

該当なし

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

該当なし

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適格な更新が図られる森林において行うこととする。

ア 天然更新の対象樹種

原則として高木性の樹種を対象とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新を導入する場合は、森林の確実な更新を図ることを旨として、下層植生、立地条件、前生樹等を勘案して、地表処理、刈り出し、植え込み及び芽かきを適切に行うこととする。

また、更新が完了していないと判断される場合は、既往の天然有用樹種を勘案の上、最も適合した樹種を選定・植栽等により確実に更新を図ることとする。

樹種ごとの留意事項を以下に示す。

樹 種	留 意 事 項
マツ類	原則として天然更新によることとし、マツ類の生態的適地で、かつ、マツ類が現存し植生状態等の立地条件から、天然更新による成林が可能な箇所を選定し、伐採後に刈払い、かき起こし、稚樹刈出し等必要な更新補助作業を行う。
その他広葉樹	有用広葉樹を育成、確保するため地理的条件、土壤条件等から、広葉樹の適地を対象として、ぼう芽による更新を図るとともに刈払い、植込み等の更新補助作業による育成単層林施業及び育成複層林施業を推進する。

(3) その他必要な事項

特になし

### 3 間伐及び保育に関する事項

#### (1) 間伐の標準的な方法

該当なし

#### (2) 保育の標準的な方法

ア 人工林

該当なし

イ 天然林

育成単層林及び育成複層林においては、有用天然木の生育と植生の繁茂状況等現地の状況を考慮のうえ適切に保育を行う。

育成単層林／育成複層林	
下刈	<p>植込みを行った部分に導入する。</p> <p>なお、天然下種第2類で更新を完了した箇所のうち、有用天然木が競合植生により被圧され、成立本数の減少や成長阻害の恐れがある箇所についても必要に応じて下刈を実施する。</p>
つる切	つる類の繁茂が著しく、有用天然木の形質を阻害する恐れのある箇所とする。
除伐	除伐箇所は、有用天然木の混交割合が本数率で30%以上を占め、かつ、3mの通直木がha当たり4,000本以上成立している林分であって、有用天然木以外の上木等の影響を受け光不足のため生育が阻害される恐れのある箇所とする。

更新・保育標準表（育成単層林（天然林型）へ導くための施業）

作業種	林齢 採 前 2 年	伐	伐	伐	伐	更新 完 了									15 ～ 20
		採	採	採	採	1	2	3	4	5	6	7			
更新 補助 作業	ササ処理	↔													
	地かき		↔												
	刈出し				↔										
	植込み					↔									
下刈							←						→		
つる切								←					→		
除伐														↔	

注：この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

なお、下刈は、植込み箇所を対象に実施する。

更新・保育標準表（育成複層林（天然林型）へ導くための施業）

作業種＼林種	(伐) 1年	(伐) 2年	更新 完了	2	3	4	5	6	10	15
地床処理	↔									
刈出し		↔								
植込み			↔							
下刈				←					→	
除伐										↔

注：この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

なお、下刈は植込み箇所を対象に実施する。(伐)は、伐採跡地で更新完了に至らないもの。

(3) その他必要な事項

該当なし

## 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

### (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、別表1のとおり定める。

また、公益的機能別施業森林の区域設定及び施業の方法の考え方は以下のとおりとする。

区 域	区域設定の考え方	施業方法の考え方
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	水源涵養の高度発揮が求められている森林について、森林の維持及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りではない。	伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、自然条件に応じて長伐期施業、抾伐による複層林施業、抾伐以外の方法による複層林施業を推進する。
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域		それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、抾伐による複層林施業、抾伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。 なお、保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、これを推進する。
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	山地災害防止機能・土壤保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地についてはこの限りではない。	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の体制の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	保健文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。	

### (2) その他必要な事項

該当なし

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとめ等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

基幹路網の現状を以下に示す。

単位： 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	—	—
うち林業専用道	—	—

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための目安となる路網密度の水準及び作業システムの考え方は以下のとおり。

区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100m/ha 以上	35m/ha 以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75m/ha 以上	25m/ha 以上
	架線系作業システム	25m/ha 以上	
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60m/ha 以上	15m/ha 以上
	架線系作業システム	15m/ha 以上	
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5m/ha 以上	5m/ha 以上

注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

### (3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

### (4) その他必要な事項

該当なし

## 6 森林施業の合理化に関する事項

### (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

今後、森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における民間実行の徹底を図るうえで、林業事業体の経営基盤強化が重要となっているが、林業事業体の労働者は、年々減少傾向で推移し、高齢化も進行している。

このため、林業事業体の雇用の安定化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林業施策の充実が重要であり、国有林野事業としても、民有林及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的発注、間伐木等の販売等を通じた経営の安定強化策、高性能林業機械の導入を含む機械化の促進のための措置、労働安全衛生対策等により地域の実態に即した林業事業体雇用の安定化が図られるよう事業発注時期の公表や技術習得情報の提供等に努めることとする。

### (2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

素材生産については、生産性を高めるため、プロセッサ、フォワーダ等の高性能林業機械及び自走式搬機等の小型林業機械の導入推進のための措置が重要となっている。

このため、請負事業の実行に当たっては、搬出路網の拡充、必要な作業土場等の確保、ロットのまとまり、オペレーター養成等の環境整備に配慮し、高性能林業機械の導入促進に努め、生産コストの低減、生産性の向上、労働強度の軽減及び若年労働者の新規参入等の推進に努めることとする。

### (3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

国有林野事業は、それぞれの時代の国民の要請に応えて事業運営を行ってきたが、これから国有林野事業においては、多様な森林の整備と国産材時代を実現するための林業生産及び加工・流通における条件整備の達成に積極的に対応し、流域の民有林と一体となって、国産材の低コスト安定供給体制の整備等を進めること等によって、国産材の需要拡大を図って行くことが極めて重要となっている。

このため、森林の流域管理システムの下で、民有林・国有林を通じた国産材の安定供給体制及び加工・流通体制の整備に留意しつつ木材の生産・販売を行っていく必要がある。

国有林野事業としてこれらを効果的に行うには、需要動向の的確な把握・分析に基づき安定供給に配慮した生産・販売の実施、需要動向に即した採材・仕分けの徹底を図るとともに安定供給システム販売により需要開発の促進に寄与できるよう努める等、企業的な感覚を持った販売活動を展開する必要がある。

さらに、民間流通機構の活用等により積極的に国産材市場の活性化を図るとともに、今後増大が予想される人工林一般材等の商品性の向上を図る観点から、民有林との提携の下に生産・販売を行うこととする。

### (4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっていることから、国有林事業としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術者の普及や情報提供に取り組むこととする。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面 積	留意すべき事項	備 考
市町村	地区（林班）			
東 村	1、2	174.86	<p>林地の適切な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土石・樹根の採掘、開墾、その他土地の形質の変更に当たっては、十分留意するものとする。</p> <p>なお、保安林については上記に留意するほか、各保安林の指定施業要件に基づいて行うものとする。</p>	水源かん養保安林
合 計		174.86		

#### (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

#### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調和を図ることとする。なお、土地の形質の変更を行う場合は、下記に留意することとする。

ア 土石の切取・盛土等土地の形質の変更に当たっては、地形・地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行うこととする。

イ 土石の切取・盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設を設けることとする。

ウ その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて、土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずることとする。

#### (4) その他必要な事項

該当なし

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

### (2) 保安施設地区に関する方針

該当なし

### (3) 治山事業に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るために、事前防災・減災の考え方方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

### (4) その他必要な事項

該当なし

## 3 鳥獣害の防止に関する事項

### (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

#### ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣による被害防止するための措置を実施すべき森林の区域を別表2のとおり定める。

#### イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣からの被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものという。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

保護林等においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進する。

この際、地元行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携する。

### (2) その他必要な事項

該当なし

#### 4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

##### (1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努めることとする。

##### (2) 鳥獣による森林被害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3(1)イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

##### (3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、地域と連携した森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

##### (4) その他必要な事項

該当なし

#### 第5 計画量等

##### 1 間伐その他の伐採立木材積

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	13	1	12	0	0	0	13	1	12
前半5カ年分	7	1	6	0	0	0	7	1	6

注1 総数と内訳の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

##### 2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間 伐 面 積
総 数	86
前半5カ年分	46

##### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総 数	0	0
前半5カ年分	0	0

#### 4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長 : km 面積 : ha

開設 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	前半 5カ年分	備考
開設 拡張	該当なし							

#### 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

##### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

###### ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積 : ha

保安林の種類	面 積	備 考	
		前半5カ年分	
総数 (実面積)	3,271	3,289	
水源涵養のための保安林	3,263	3,263	
災害防備のための保安林	8	26	
保健、風致の保存等のための保安林	0	0	

注1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

###### ② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積 : ha

指定 解除	種類	森林の所在		面積 前半5カ年分	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域(林班)			
指定	水源かん養保安林	東村	3~5、7、 14~19	1,178.77	0.00	水資源の確保及び 水質保全のため
指定	水源かん養保安林	国頭村	27、28、 30~41、 44~46	2,231.59	0.00	水資源の確保及び 水質保全のため
指定	土砂流出防備保安林	国頭村	44	42.73	0.00	土砂の流出防止のため

(3) 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積 : ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
該当なし					

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

単位 面積 : ha

森林の所在		面 積	指定を必要 とする理由	備 考
市町村	区域(林班)			
該当なし				

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数	主な工種	備 考
市町村	区域 (林班)			
東 村	1、2、16、17	4	4	山腹工、渓間工
伊 江 村	74	1	1	植栽工
伊平屋村	75	1	1	植栽工
合 計		6	6	

## 第6 その他必要な事項

### 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	総数		174.49	別記1参照		
	東村	1、2	174.49			
潮害防備保安林	総数		7.81	別記1参照		
	東村	66	0.46			
	伊江村	74	0.64			
	伊平屋村	75	6.71			
国立公園特別保護地区	総数		2,426.73	別記2参照		
	国頭村	28、30~43、45	1,747.96			
	東村	3~5、7、19	678.77			
国立公園第一種特別地域	総数		343.78	別記2参照		
	国頭村	33、35~37、44、46	281.98			
	東村	2	61.80			
国立公園第二種特別地域	総数		208.17	別記2参照		
	国頭村	28、41~46	208.17			
国立公園第三種特別地域	総数		253.42	別記2参照		
	国頭村	28、42~44	253.42			
鳥獣保護区	総数		219.64	別記2参照		
特別保護地区	国頭村	40、41、45	219.64			

### 2 その他必要な事項

該当なし

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養<sup>かん</sup>機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区分	森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
総数		4,046.68	
市町村別内訳	国頭村 27、28、30～46	2,602.20	伐期の延長、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、水源の涵養機能の維持増進を図る。
	東村 1～5、7、12、14～19、21、66	1,413.33	
	伊江村 74	24.44	
	伊平屋村 75	6.71	

2 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区分	森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
総数		3,076.23	
市町村別内訳	国頭村 28、30～46	2,289.12	長伐期施業、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壤の保全機能の維持増進を図る。
	東村 1～5、7、19、66	755.96	
	伊江村 74	24.44	
	伊平屋村 75	6.71	

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区分	森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
総数		31.61	
市町村別内訳	東村 66	0.46	複層林施業（択伐）、により、快適な環境の形成の機能の維持増進を図る。
	伊江村 74	24.44	
	伊平屋村 75	6.71	

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区分		森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
総 数			3,007.04	
市 町 村 別 内 訳	国頭村	28、30~46	2,251.54	複層林施業（択伐）、 により、保健文化機能の 維持増進を図る。
	東村	1~5、7、19	755.50	

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積：ha

区分		対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
総 数				
市 町 村 別 内 訳	該当なし			

別記1 保安林の森林施業

区分		森林施業	備考
伐採の方法	主伐に係るもの	1 水源かん養、防風、干害防備保安林は、原則として伐採種を定めない。伐期は、標準伐期齢以上とする。 2 土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、水害防備、潮害防備、魚つき、航行目標、保健、風致保安林は、原則として択伐とする。伐期は、標準伐期齢以上とする。 3 落石防止保安林は、原則として禁伐とする。	詳細については箇所別の指定施業要件による
	間伐に係るもの	1 主伐ができる森林で、伐採ができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 禁伐である森林は、原則として伐採を禁止する。	
伐採の限度	主伐に係るもの	1 地形、気象、土壤等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度を定める。 2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、農林水産省令で定める択伐率による材積を超えないものとする。ただし、その択伐率は、植栽に係る事項が定められた森林で保安林指定後最初に行う箇所は10分の4以下、それ以外の箇所は10分の3以下とする。	詳細については箇所別の指定施業要件による
	間伐に係るもの	伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積率は、10分の3.5以下とする。	
植栽		植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる箇所を定める。	
方法に係るもの		おおむね、1 ha当たり農林水産省令で定める本数以上の割合で均等に植栽する。	
期間に係るもの		伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽する。	
樹種に係るもの		指定施業要件で定める樹種を植栽する。	

別記2 自然公園等の森林施業

区 分		施 業 方 法 の 基 準
自 然 公 園	特別保護地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁伐</li> <li>その他の植物採取も行わないこと。</li> </ul>
	第 1 種 特 别 地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則禁伐</li> <li>・風致維持に支障のない場合単木択伐</li> <li>・択伐率は現在蓄積の10%以内</li> </ul>
	第 2 種 特 别 地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則択伐</li> <li>・風致の維持に支障のない場合皆伐</li> <li>一伐区面積は2 ha以内。一定の要件を満たせば伐区面積を増大することができる。</li> <li>伐区は努めて分散し、更新後5年を経過しなければ連続して設定できない。</li> <li>・車道、歩道等の周辺は、単木択伐</li> <li>・択伐率 用材林 現在蓄積の30%以内 薪炭林 現在蓄積の60%以内</li> </ul>
	第 3 種 特 别 地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致の維持を考慮し、特に制限を受けない。</li> </ul>
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区		<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣の生息、繁殖等に支障があるものは択伐とし、その程度の著しいものは禁伐</li> <li>・その他の森林は伐採種を定めない。</li> </ul>